

令和6年9月5日
記者発表資料

令和6年度9月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

6月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	9月補正予算額	9月現計予算額	(参考) 6年度9現/ 5年度9現
一般会計	21,167.38	1.64	21,169.02	92.2
特別会計	22,469.37	2.00	22,471.37	99.6
企業会計	1,603.20	—	1,603.20	97.8
計	45,239.97	3.64	45,243.61	96.0

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	9月補正予算額	9月現計予算額
国庫支出金	1,407.49	0.34	1,407.84
繰越金	0.10	1.57	1.67
諸収入	230.35	△ 0.28	230.07
その他	19,529.43	—	19,529.43
計	21,167.38	1.64	21,169.02

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

⑨〇 AIを活用した災害対応支援 3,300万円

大規模災害時における職員の意思決定や作業を支援するため、発災時に収集される膨大な情報を整理・分析するAI機能をデータ統合連携基盤[※]に追加する。

※データ統合連携基盤：分野横断的な政策立案等に活用するため、多様なデータを収集・蓄積するシステム

[総務局デジタル戦略本部室デジタル戦略担当課長 電話 045-285-0197]

⑨〇 生活保護システムの再構築 2,340万円

【債務負担行為の設定】 期 間 令和6年度～令和10年度

限度額 2億 840万円

令和4年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行するため、生活保護システムを再構築し、運用する。

[福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 電話 045-210-4900]

⑨〇 精神通院医療業務システムの再構築 1,482万円

【債務負担行為の設定】 期 間 令和6年度～令和10年度

限度額 3,836万円

国が開発したPMH（Public Medical Hub）[※]への接続を行うため、精神通院医療業務システムを再構築し、運用する。

※PMH：介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を自治体や医療機関、対象者間で連携するシステム

[福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長 電話 045-210-4700]

⑨〇 国際園芸博覧会出展事業費 400万円

【継続費の設定】 期 間 令和6年度～令和8年度

総 額 16億 200万円

GREEN×EXPO 2027への出展に向けて、庭園や展示施設の設計及び工事を実施するとともに、屋外演出及び屋内展示の企画・制作を行う。

[環境農政局農水産部国際園芸博覧会担当課長 電話 045-285-0337]

- 高齢者施設における非常用自家発電設備等の整備 1,687 万円
災害時における高齢者施設の機能を維持するため、非常用自家発電設備等の整備を行う事業者に対して補助する。

[福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長 電話 045-210-4801]

- 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金（中小企業資金会計） 2 億円
(一般会計からの繰出金 1億円)

県内小規模企業者等の設備投資意欲の増加に対応するため、公益財団法人神奈川産業振興センターが実施する設備の割賦販売及びリース事業に対する貸付金を拡大する。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

- 大和綾瀬地域児童相談所移転工事費 Δ2,800 万円

【継続費変更】 5 億 8,700 万円 [令和 5 年度～令和 7 年度]

※変更前 5 億 8,700 万円 [令和 5 年度～令和 6 年度]

大和綾瀬地域児童相談所（綾瀬市深谷中）移転工事について、工期延伸に対応するため、既設定の継続費を変更する。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

- 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事費

【継続費変更】 13 億 6,900 万円 [令和 5 年度～令和 8 年度]

※変更前 12 億 1,600 万円 [令和 5 年度～令和 6 年度]

平塚保健福祉事務所秦野センター（秦野市寿町）新築工事について、工期延伸及び工事費の増額に対応するため、既設定の継続費を変更する。

[健康医療局総務室管理担当課長 電話 045-210-4611]

- ⑨ ○ 運転免許センターにおけるキャッシュレス決済の導入

【債務負担行為の設定】 期 間 令和 6 年度～令和 12 年度

限度額 1 億 1,061 万円

運転免許更新手数料等について、収入証紙による徴収に代えて、令和 7 年 8 月からキャッシュレス化を進めることに伴い自動決済機を導入するため、債務負担行為を設定する。

[警察本部交通部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111 内線 211]

⑧ ○ 警察官の暑さ対策

【債務負担行為の設定】 期 間 令和6年度～令和7年度
限度額 1億7,800万円

交番勤務の警察官及び機動隊員の暑さ対策として、耐刃防護衣に対応した空調ベストを整備するため、債務負担行為を設定する。

[警察本部総務部装備課課長代理 電話 045-211-1212 内線 2311]

○ 県職員の人材育成に向けた研修の実施

【債務負担行為の設定】 期 間 令和6年度～令和10年度
限度額 5億 379万円

令和6年3月に策定した「第3期組織・人事改革戦略」に基づき、民間事業者のノウハウ等を活用した効果的な職員研修を実施するため、債務負担行為を設定する。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

【参考：警察官の暑さ対策（空調ベスト）イメージ】

<着用時>



<耐刃防護衣の下に着用>



<内側>



<背面>



II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	8 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2 件
動 産 の 取 得	1 件
指 定 管 理 者 の 指 定	1 件
そ の 他	1 件
計	14 件
(参考)9月補正予算	2 件
合 計	16 件

2 主な条例案

【条例の制定等】

○ 宅地造成及び特定盛土等規制法関係3議案(P8参照)

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、特定盛土等規制区域における規制対象規模を強化する規定等について定める条例を制定し、関係条例の改正等を行う。

《条例の制定》

① 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

《条例の改正》

② 土採取規制条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例

[県土整備局河川下水道部土砂対策担当課長 電話 045-285-0823]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 事業者の脱炭素化に係る評価制度の導入関係2議案

脱炭素社会の実現に向けて、事業活動における排出削減対策をさらに促進するため、事業者による脱炭素化の取組を県が評価する仕組みを導入するなど、所要の改正を行う。

- ① 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例
- ② 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(※)

※ ②については、附属機関である神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項が見直されることに伴い、設置目的を変更するため、所要の改正を行う。

- ①[環境農政局脱炭素戦略本部室事業者脱炭素担当課長 電話 045-210-4053]
- ②[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

令和5年度に行った条例の見直しに伴い、化学物質対策に関する報告制度の手続きの合理化を図るとともに、事業所からの化学物質の漏えい等防止を図るため、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部環境課長 電話 045-210-4120]

○ 就労選択支援の創設関係2議案

厚生労働省令の一部改正に伴い、新たに創設された就労選択支援に関する規定を追加するなど、所要の改正を行う。

- ① 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- ② 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
①	都市計画道路城山多古線(仮称)新坂下トンネル新設工事(その2)請負契約	小田原市久野～多古地内	西松・エス・ケイ・ディ特定建設工事共同企業体	8億2,170万円
②	向の岡工業高校実習棟他新築工事(建築一第1工区)請負契約	川崎市多摩区堰1-28-1	大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体	13億697万6,000円

①[県土整備局道路部道路整備課長 電話 045-210-6420]

②[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

【動産の取得】

○ 通信機器

県立高校における通信機器を整備するため、購入契約を締結する。

品目	数量	契約者名	契約金額
通信機器	494台	東日本電信電話株式会社 執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子	3億1,900万円

[教育局総務室ICT推進担当課長 電話 045-210-8073]

【指定管理者の指定】

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名称	主たる事務所の所在地	
武道館	シンコースポーツ株式会社	東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号	R7.4.1～ R12.3.31

[文化スポーツ観光局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

【その他】

○ 令和5年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

宅地造成及び特定盛土等規制法関係 3 議案の概要

1 目的

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の施行を踏まえ、特定盛土等規制区域における規制対象規模を強化する規定等について定める条例を制定し、関係条例の改正等を行う。

2 内容

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

法は、知事等の許可等が必要となる盛土等の規制対象規模を全国一律で定めているが、特定盛土等規制区域については、条例による規制強化を可能としている。県では、特定盛土等規制区域について、道路網が発達し、宅地造成等工事規制区域より規制が緩いと土砂の搬入が集中するおそれがあることなどから、特定盛土等規制区域の規制対象規模を宅地造成等工事規制区域と同じくする。また、許可申請手数料等について必要な規定を定める。なお、これに伴い不要となる、神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例は廃止する。



◆法の規制対象規模（主なもの）

土地の形質変更	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
盛土の崖高	1 m超	2 m超
切土の崖高	2 m超	5 m超
盛土の土地面積	500m ² 超	3,000m ² 超

↓
宅地造成等工事規制区域の規制対象規模と同じとして強化

(2) 土採取規制条例の一部を改正する条例

法の許可等を受けた工事の中で行われる土の採取を適用除外とするため、所要の改正を行う。

(3) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例

法と規制内容が重複する規定（土砂埋立行為の許可等、土砂搬入禁止区域の指定）を削除するなど、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先

県土整備局河川下水道部土砂対策担当課長 井川 電話045-285-0823

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 市川 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 井上 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 石田 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 石井 電話 045-210-3022